

香川県立屋島少年自然の家における海活動の中止基準

1 判断時期

- (1) 活動実施前 午前の部 8時40分 午後の部 13時00分
- (2) 活動実施中 随時

2 中止基準

カッター、いかだ、釣り活動について次のいずれかに該当する場合には、活動を実施しないものとする。

(1) 各活動共通

- ① 大雨警報、暴風警報、波浪警報、又は高潮警報が発表されている場合
- ② 津波警報、又は津波注意報が発表されている場合
- ③ 熱中症特別警戒アラートが発表されている場合
(熱中症暑さ指数(WBGT) 31℃以上の場合は、団体との協議の上、活動時間の短縮、内容の変更、中止等の対策を行う場合がある。)
- ④ 雷鳴がしている場合
- ⑤ 監視艇(動力船)が浮棧橋に係留されていない場合
(いかだ活動に限っては活動場所を制限して行う)
- ⑥ その他実施が危険と認められる場合

(2) カッター活動

- ① 下表の値を超える風が吹き、海面状態にある場合

小学生	中学生以上
受け入れ中止	瞬間風速 8 m/秒以上
	白波がかなり多く現れる

- ② 霧等で固定いけすまで見渡せない。(視程 1000m 程度)

(3) いかだ活動

- ① 瞬間風速 7 m/秒以上の風が吹いている場合
- ② 霧等で固定いけすまで見渡せない。(視程 1000m 程度)

(4) 釣り活動

- ① 瞬間風速 7 m/秒以上の風が吹いている場合

附則

この基準は令和5年4月1日から施行する。

令和7年4月1日から一部改正。

令和8年6月11日から一部改正。